



農地は、住宅敷地等とは異なり、農地法で厳しい規制が設けられています。そのため、農業委員会からの許可なく、勝手に農地の売買・転用はしてはいけません。

⚠ 無断転用等には厳しい罰則があります ⚠

許可を受けずに農地の転用をした場合や、許可条件（申請目的）どおりに転用していない場合等には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあります。従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下（法人にあっては1億円以下）の罰金になります。

◆農地を適正に利用管理しましょう

農業委員会では、毎年農地パトロールを実施しています。この調査で遊休農地と判断された農地の所有者には意向調査を実施し、自ら耕作をすると回答したにもかかわらず、6ヵ月を過ぎても農業上の利用が図れないときには、農地中間管理機構との協議を勧告する場合があります。勧告された場合、当該遊休農地の固定資産税額は1.8倍となります。

農地を所有しているみなさんは、一度自分が所有する農地を確認し、適切な管理に努めましょう。

◆農業委員会の許可が必要です

○新たに耕作するために、農地を売買・贈与・賃貸借する場合（3条）

※相続の場合は届出となります。

○農地を農地以外の目的に利用（農地転用）する場合（4条、5条）

（例：家を建てる、太陽光パネルを設置する、駐車場にする等）

※農地を自己転用する場合（4条）、農地転用するために貸借・売買をする場合（5条）

※農地転用したくてもできない、農地の場所などによっては許可されない場合があります。まずは事前に農業委員会事務局に相談ください

◆令和4年度許可実績

3条：99件 4条：26件 5条：133件

農業者のみなさんへ ~農業者年金に加入しませんか~

農業者年金は、農業従事者のための年金です。自分が積み立てた保険料と、その運用実績により将来受け取る年金額が事後的に決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。加入者・受給者の数に影響されず、少子高齢時代でも安心できる制度です。

加入要件

- ①年間60日以上農業に従事 ②国民年金1号被保険者 ③20歳以上60歳未満の人

農業者年金は公的な年金制度ですので、支払った保険料は家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。加入についての相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。



問 郡上市農業委員会事務局（農林水産部農務水産課内） 67-1835